

出張規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）の役員、職員、又は業務受託者等の職員に準じる立場で本協会の業務に従事する者（以下「対象者」という）が国内外に出張する場合の旅費について定める。

(定義)

第2条 出張とは、本協会の事務所又は自宅から目的地まで片道 100km 以上の移動を行ったうえで本協会の業務を行うことをいう。ただし、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県への日帰りの移動は出張扱いとはしない。

(申請・承認)

第3条 対象者が出張を行うときは、事前に本協会に申請し、許可を受けなければならない。

2 出張にかかる決裁者（以下「決裁者」という）は次のとおりとする。

- (1)役員 専務理事
- (2)職員 事務局長
- (3)その他の従事者

(旅費の支払・区分)

第4条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1)交通費
 - (2)宿泊費
 - (3)日当
 - (4)その他の雑費
- 2 対象者の出張にあたり、関係先等が旅費の一部、または全額を負担した場合は、前項の旅費の一部又は全部を支給しない場合がある。

(交通費)

第5条 交通費は、目的地までの移動において通常の経路及び方法のうち移動にかかる費用及び時間を考慮し、最も合理的であると判断される経路及び方法により移動することを前提として支給される。

2 各交通機関における取扱いの基準は次のとおりとする。

(1)鉄道・乗り合いバス

次の基準に従い、実費を支給する。

- ①乗車地から降車地まで片道 70km 未満の距離を移動する場合は、原則として在来線の普通列車を使用する。

②乗車地から降車地まで片道 70km 以上の距離を移動する場合、在来線特急の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通指定席の利用が認められる。

(2)船舶

実費を支給する。

(3)航空機

エコミークラスの航空料金の実費を支給する。ただし、航空機の使用は目的地まで 500km を超える距離を移動する場合、海外出張の場合又は移動時間等から航空機の使用が合理的と判断される場合に認められるものとする。

(4)私有車・レンタカー

有料道路等の通行料及びレンタル料金（ただし、レンタカーの場合に限る）の実費のほか、目的地までの移動に要した距離 1km あたり 17 円により計算した金額を燃料代に代えて支給する。ただし、私有車又はレンタカーの移動は、決裁者による事前の承諾があった場合に限り認められるものとする。

- 3 対象者は、使用可能な割引サービス等はできるだけ使用するように努めるものとする。通常使用可能な割引等を使用しなかったことにより、過分に交通費を支払ったと認められる場合、本協会はそれらの超過分を支給しない場合がある。

(宿泊費)

第 6 条 宿泊費は、出張の日数に応じ、別表 1 に定める基準に基づき支給される。

- 2 対象者の宿泊費の支給に際しては、出張にかかる業務の開始日に出発し、終了日に帰還したものとみなされる。ただし、次の場合はその限りでない。

(1)出張にかかる移動距離が 200km 以上の場合又は、業務を遂行するにあたり合理的に必要と決裁者が認める場合には、業務開始日の前日の宿泊を認める。

(2)業務終了日当日内に帰着することが不可能な場合、業務終了日の宿泊を認める。

- 3 寝台車、船舶、航空機内等で宿泊する場合であって宿泊に要する費用が交通費に含まれていると認められる場合には、同日分の宿泊費は支給されない。

(日当)

第 7 条 職員に対しては、出張の初日から最終日まで出張日数に応じて 1 日当たり金 2,500 円の日当を支給する。

- 2 役員及び各種委員会委員その他の従事者に対しては日当は支給されない。

(精算)

第 8 条 対象者が出張を行った場合、終了日の翌日から 2 週間以内に出張旅費及び事項に定める費用の精算を行わなければならない。

- 2 対象者が出張にあたり本協会の業務のため費用を支出した場合には、当協会はその

実費を返還する。この場合、対象者は、領収証その他の費用の支出を証する資料を提出しなければならない。

(報告)

第9条 対象者が出張を行った場合、終了日の翌日から2週間以内に、決裁者に対して本協会所定の出張報告書に基づき出張時の業務につき報告をおこなう。

(出張中の病気・事故)

第10条 対象者が出張中に、疾病、交通途絶、その他やむをえない事情により、予定された期間を超えて目的地に滞在する必要がある場合には、事情を審査の上、超過期間の旅費を支給する場合がある。

(海外旅行傷害保険)

第11条 本協会は、海外に派遣した対象者のアクシデントによる負傷等に備え、適切な内容の保険に加入する。ただし、保険金額の限度については、別表2を基準とする。

- 2 前項の保険金は原則として保険会社から対象者本人に対して直接支払われるものとする。ただし、本人が死亡した場合は、法定相続人のうち予め指定する者（指定がない場合は、本協会が適当と認める者）に対して支払われるものとする。
- 3 対象者の海外出張中において不慮の災害または急病が生じ、医療費等が前項の保険金をもってなお不足が生じた場合は、労働災害の該当性その他の事情を考慮のうえ、当協会がその不足額を支給することがある。

(改正)

第12条 本規程の改正は、本協会の理事会の承認によってこれを行う。

(付則)

「旅費規程」

- 1 この規定は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正。
- 3 平成7年6月10日一部改正。

「出張規程」

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、令和6(2024)年2月17日理事会にて改訂、同年2月18日より施行する。

<別表1>

第6条第1項に定める宿泊費の1泊あたりの上限額は以下のとおりとする

- ①東京都区内又は横浜市内 13,000 円 (税込)
- ②大阪市内 12,000 円 (税込)
- ③それ以外 10,000 円 (税込)

<別表2>

第11条第1項に定める保険金の上限額は現行の派遣依頼文書に記載された金額のとおりとする

(役員)

傷害死亡 6,000 万円

傷害後遺障害 6,000 万円

治療・救援費用 1,000 万円

疾病死亡 3,000 万円

賠償責任 1 億円

携帯品損害 10 万円

(選手)

傷害死亡 5,000 万円

傷害後遺障害 5,000 万円

治療・救援費用 1,000 万円

疾病死亡 3,000 万円

賠償責任 1 億円

携帯品損害 10 万円